基本協定書（案）[1]

下呂市（以下「発注者」という。）と［●］、［●］、［●］（［構成企業のすべてを列挙する。］）（以下個別に又は総称して「受注者」といい、［代表企業名称］を「代表企業」という。）との間で、東上田管路耐震化事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　発注者及び受注者は、以下の各事項を目的として本協定を締結する。

（１）　本事業に関し公表された募集要項等（第２条に定義する。その後の修正及びこれに関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。）に基づき、本事業の受注者として選定されたことを確認すること

（２）　以下の各事業契約の締結に向けた発注者及び受注者の義務を定めること

ア　発注者及び設計企業（第２条に定義する。）が締結することを予定している設計業務委託契約（以下「設計契約」という。）

イ　発注者及び建設企業（第２条に定義する。）が締結することを予定している工事請負契約（第２条に定義する。）並びに統括管理及び試掘工事委託契約（第２条に定義する。）

（３）　本事業の円滑な実施等に必要な発注者及び受注者及び受注者間の協力義務及び諸手続きその他必要な事項について定めること

（用語の定義）

第２条　本協定において使用する用語の意義は、本協定にて別途定義されている用語を除き、次の各号に定めるところによる。

（１）　「構成企業」とは、設計企業及び建設企業を個別に又は総称していう。

（２）　「代表企業」とは、本事業における構成企業のうち、建設企業であり、統括責任者を配置する企業をいう。

（３）　「設計企業」とは、本協定で設計業務を担当すると規定される［●］をいう。

（４）　「建設企業」とは、本協定で工事業務並びに統括管理及び試掘工事業務を担当すると規定される［●］をいう。

（５）　「選定委員会」とは、本事業において、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討その他募集要項等に定める事項を実施する委員会をいう。

（６）　「設計業務」とは、設計企業が履行する本事業にかかわる設計及び必要な一切の調査等の業務をいい、詳細は要求水準書等による。

（７）　「工事業務」とは、建設企業が履行する本事業にかかわる工事及びこれに必要な一切の業務をいい、詳細は要求水準書等による。

（８）　「統括管理及び試掘工事業務」とは、設計から施工に至る業務全体の総合的な調整・管理、設計施工に必要な部分の試掘調査及びこれに必要な一切の業務をいい、詳細は要求水準書等による。

（９）　「工事業務等」とは、工事業務並びに統括管理及び試掘工事業務を総称していう。

(10)　「募集要項等」とは、本事業にかかる募集要項及びその附属資料（要求水準書、事業者選定基準、提案書類作成要領、様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案）、統括管理及び試掘工事委託契約書（案）を含む。）並びにこれらの質問回答書をいう。

(11)　「要求水準書等」とは、発注者が、発注時に入札公告等に添付する要求水準書及び質問回答書、提案書類、並びにその他募集要項をいう。

(12)　「提案書類」とは、構成企業が入札に当たり提出した技術提案書をいう。

(13)　「事業契約」とは、本事業のために発注者と構成企業の間で締結される設計契約、工事請負契約並びに統括管理及び試掘工事委託契約を個別に又は総称していう。

(14)　「個別工事請負契約」とは、各工区に発注者及び建設企業の間で締結される工事請負契約をいい、これらを総称して「工事請負契約」という。

(15)　「統括管理及び試掘工事委託契約」とは、発注者及び建設企業の間で締結される統括管理及び試掘工事業務の請負契約をいう。

(16)　「提案金額」とは、受注者が、提案書類において、設計業務・工事業務・統括管理及び試掘工事業務全体を対象として提案した提案書見積価格をいう。

(17)　「見積上限価格」とは、設計業務・工事業務・統括管理及び試掘工事業務全体を対象として発注者が定め、募集要項に示される価格をいう。

(18)　「法令等」とは、法律・条例・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁裁判若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規定を含む。）をいう。

（事業契約の締結）

第３条　発注者並びに設計企業及び建設企業は、各事業契約を次の各号に規定する期限までに締結するよう誠実に対応するものとする。なお、各工区及び全体工区は、別紙１に規定するところによる。

（１）設計契約

設計企業：●●株式会社

[1] この基本協定書（案）は、優先交渉権者の構成に、建設企業（代表企業）及び建設企業（地元企業）から構成される共同企業体（甲型 JV）を含まない場合の案であり、共同企業体（甲型 JV）を組成する場合は適宜変更を行う。

対象工区：全体工区
締結期限：令和８年３月下旬（予定）
（２）統括管理及び試掘工事委託契約
建設企業：●●株式会社
対象工区：全体工区
締結期限：令和８年４月上旬（予定）
（３）工事請負契約
建設企業：●●株式会社
対象工区：各工区ごとに個別工事請負契約を締結する。
締結期限：令和８年 10 月上旬以降（予定）。
ただし、本条第２項のとおり

２　発注者と建設企業は、各工区の設計業務が完了次第、当設計成果品に基づいて当該工区にかかる個別工事請負契約を締結するものとする。

３　各個別工事請負契約の契約金額は、各工区ごとに請負率を踏まえた実施設計工事額とする。実施設計工事額は、設計成果品に基づき発注者が積算を行い算出する。ただし、各工区の個別工事請負の契約金額は、当該工区の工事業務に関する当初提案価格を上限とする。

＊請負率＝提案工事価格／工事費の見積上限価格

４　発注者は、各会計年度における支払限度額の範囲内で、設計業務及び工事業務の出来高検査を行う。発注業務は、各工区の工事精算数量確定後に出来高精算を行い、請負率を踏まえた変更設計額で変更契約を行う。

（本事業の実施）

第４条　本事業に関し、各構成企業は、募集要項等、提案書類及び事業契約の規定に従って、事業契約で定められた業務を誠実に実施する。

２　本協定、事業契約、要求水準書、その他募集要項及び提案書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、事業契約、要求水準書、その他募集要項、提案書類の順にその効力及び解釈が優先する（ただし、提案書類の内容が要求水準書の定める水準を超える場合又は提案書類において要求水準書よりも受注者の負うべき義務若しくは発注者の有する権利の水準が高い場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。）ものとする。

（受注者の相互協力義務）

第５条　受注者は、構成企業の種別を問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、相互に誠実に協力をしなければならない。

（受注者の義務）

第６条　受注者は、本事業の公募手続における発注者及び選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重し、また、安全を確保することに配慮して各業務を遂行するものとする。

２　代表企業は、本協定の締結日後速やかに、事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者１名を配置し、発注者に当該統括責任者の氏名その他必要な事項を届け出て、発注者の承諾を得なければならず、統括責任者を変更した場合も同様とする。また、各構成企業は、速やかに統括責任者の下に、事業契約及び要求水準書に定める管理技術者、照査技術者、監理技術者その他有資格者を配置して発注者に届け出るものとし、変更した場合も同様とする。

３　代表企業は、本事業の円滑な実施のため、各構成企業間の調整業務を誠実に遂行するものとし、代表企業以外の構成企業はこれに協力するものとする。

（統括責任者）

第７条　統括責任者は、本協定の履行に関し、業務場所又は工事場所に常駐し、本事業の設計業務、統括管理及び試掘工事業務及び工事業務に至る本事業全体のマネジメントを行うものとし、各構成企業との相互調整を行い、本事業の推進を図るものとする。また、統括責任者は、本事業の全般にわたって、発注者との連絡窓口を務めるものとし、各構成企業はこれに協力するものとする。

２　発注者は、統括責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合には、代表企業に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置（統括責任者の変更を含む。）を講ずることを求めることができる。

３　代表企業は、前項の請求があった場合、当該事項について決定し、その結果を発注者に対し、請求を受けた日から 10 日以内に書面をもって通知しなければならない。

（管理技術者）

第８条　管理技術者は、設計業務の段階から、工事業務に必要な情報を共有し、全工区につき履行期間内に工事業務が終了し、また、本事業全体が要求水準書等に定める要求水準を達成できるよう、必要に応じ、代表企業が配置する統括責任者、建設企業が配置する監理技術者と協議打合わせの場を設定する等他の構成企業との調整に努めなければならない。また、設計業務完了後においても事業の全般にわたり技術的管理を行うとともに、主要な設計、施工の協議及び現地調査に出席しなければならない。

（監理技術者）

第９条　監理技術者は、設計業務の段階から、工事業務のノウハウを共有し、事業全体の品質を確保するよう、必要に応じ、設計企業との協議打合わせに出席しなければならない。

（事業期間）
第 10 条　設計業務期間は、設計契約締結日から令和 10 年７月 31 日までとする。また、統括管理及び試掘工事業務期間は、統括管理及び試掘工事委託契約締結日から令和９年３月 31 日までとし、工事業務期間は、個別工事請負契約のいずれかの最初の締結日から令和 10 年７月 31 日までとする。いずれかの事業契約が最初に締結された日から事業契約の全てが終了する日までを「本事業期間」という。

（準備行為）
第 11 条　事業契約締結前であっても、受注者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ合理的に可能な範囲で受注者に対して協力する。

（事業契約の不調）
第 12 条　事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
２　［●］年［●］月［●］日までに構成企業が、第３条に反して正当な理由なく設計契約を締結しない場合又はかかる事業契約を締結しない意向が明らかである場合、当該各構成企業は、提案書類に記載されている当該事業契約の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の 10%に相当する金額を違約金として発注者に対して支払うものとする。
３　建設企業が正当な理由なく個別工事請負契約又は統括管理及び試掘工事委託契約の全部又は一部を締結しない場合又は締結しない意向が明らかである場合、建設企業は、第３条第３項により算定される当該個別工事請負契約の契約金額及び統括管理及び試掘工事委託契約の契約金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の 10%に相当する金額を違約金として発注者に対して支払うものとする。
４　前２項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げない。

（有効期間）
第 13 条　本協定の有効期限は、本協定が締結された日を始期とし、本事業期間の終了日を終期とし、発注者及び受注者を法的に拘束するものとする。
２　前項の定めにかかわらず、設計契約が締結に至らなかった場合には、設計契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本協定は終了する。
３　設計契約締結後、統括管理及び試掘工事委託契約並びに個別工事請負契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、本協定のうち、設計契約に関する部分のみ有効に存続する（ただし、設計契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く。）。
４　前３項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第 12 条、本条本項、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条の定めは有効に存続するものとする。

（連帯責任等）
第 14 条　構成企業は、本協定に基づく各構成企業の責任及び債務（債務不履行に基づく損害賠償債務及び違約金支払い債務を含む。）を、連帯して負担するものとする。この場合、発注者が連帯債務者の１者に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。

（増加費用負担等）
第 15 条　発注者及び受注者は、各事業契約の遂行上、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さずに発生した損害及び増加費用につき、別紙２のとおり費用及び損害を負担する。

（発注者の解除権等）
第 16 条　発注者は、受注者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約の一部又は全部を締結せず、あるいは本協定を解除し又は事業契約の一部若しくは全部を解除することができる。
（１）　受注者のいずれかが次のいずれかに該当するとき
ア　受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
イ　受注者の役員等（下呂市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第２条第９号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
ウ　受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
エ　受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第２条第８号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第２条第６号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
オ　受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
カ　受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
キ　受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ク　受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

ケ　受注者が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に本事業に関する契約上の権利又は義務を譲渡し又は承継させたとき。

（２）　本協定又は事業契約に関して、次のいずれかに該当するとき

ア　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第 61 条第１項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第３条第１項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。

イ　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

ウ　公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

エ　排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本協定又は事業契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

オ　前号の命令により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本協定又は事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

カ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

（３）　その他、本事業の遂行に重大な影響を及ぼす受注者の債務不履行があったとき

２　前項の場合、構成企業は、発注者が本協定書を解除するか否かを問わず、受注者の本事業についての提案金額の 10 分の１に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。この場合、発注者が構成企業の１者に対して履行の請求をしたときは、他の構成企業に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

３　受注者は、本協定又は事業契約に関し、第１項第２号ア乃至カのいずれかに該当するときは、発注者が本協定又は事業契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する提案金額の 10 分の１に相当する額のほか、発注者に対して違約金（違約罰）として提案金額の 10 分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　第１項の規定により、本協定が解除された場合は、事業契約も解除されたと見做す。

５　設計業務期間中に第１項各号記載の事実が判明し、発注者が本協定を解除した場合、発注者は部分引渡しがなされた成果物を無償利用する権利及び権限を有し、受注者以外の第三者の設計業務及び工事業務等に使用できるものとする。

６　設計業務完了後工事業務等期間中に第１項各号記載の事実が判明し、発注者が本協定を解除した場合、発注者は引き渡された成果物を無償利用する権利及び権限を有し、受注者以外の第三者の工事業務等に使用できるものとする。

７　本条による解除は、第 14 条に基づく責任追及を妨げない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 17 条　発注者及び受注者は、相手方の事前の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第 18 条　発注者及び受注者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示してはならない。

２　以下の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

（１）　開示の時に公知である情報

（２）　相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（３）　相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報

（４）　発注者及び受注者が、前項に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

３　第１項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

（１）　弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

（２）　法令等に従い開示が要求される場合

（３）　権限ある官公署の命令に従う場合

（４）　発注者が守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

（５）　発注者が議会に開示する場合

４　発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知りえた行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができるものとする。

５　受注者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取り扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規程を遵守するものとする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 19 条　本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（定めのない事項）

第 20 条　本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（以下記名押印頁）

以上を証するため、本協定書を［　］通作成し、発注者、受注者は、それぞれ記名押印の上各自 1 通を保有する。

年［　］月［ ］日

発注者
岐阜県下呂市森 960 番地
下呂市長　　山内　登

受注者
〔代表企業（企業）〕所在地
商号又は
名称
代表者　　印

〔構成企業（企業）〕所在地
商号又は
名称
代表者　　印

〔構成企業（企業）〕
所在地
商号又は
名称
代表者　　印

別紙１

工区位置図

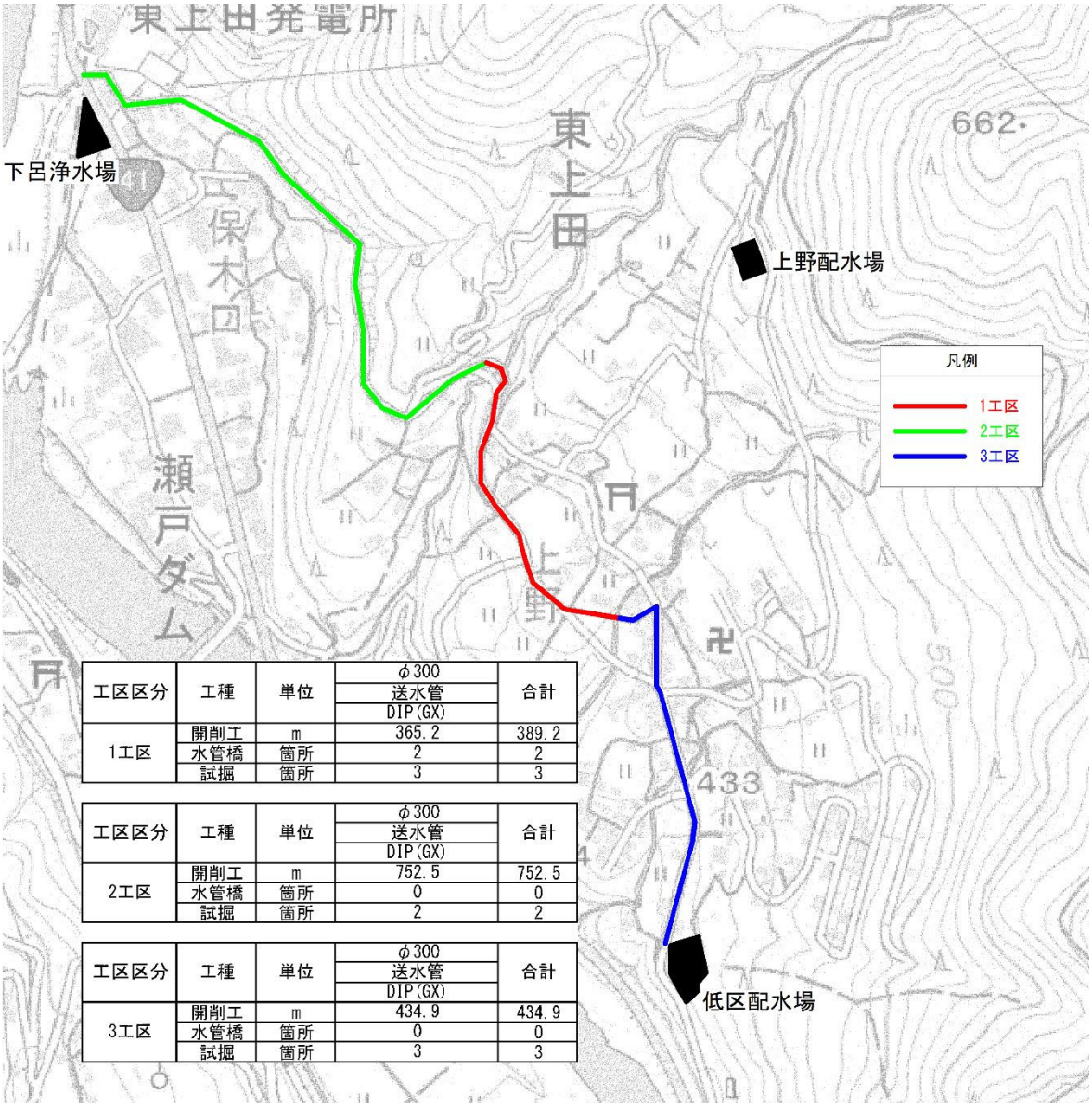

工区区分	工種	単位	φ300 送水管 DIP(GX)	合計
1工区	開削工	m	365.2	389.2
	水管橋	箇所	2	2
	試掘	箇所	3	3

工区区分	工種	単位	φ300 送水管 DIP(GX)	合計
2工区	開削工	m	752.5	752.5
	水管橋	箇所	0	0
	試掘	箇所	2	2

工区区分	工種	単位	φ300 送水管 DIP(GX)	合計
3工区	開削工	m	434.9	434.9
	水管橋	箇所	0	0
	試掘	箇所	3	3

別紙２

追加費用及び損害の負担

発注者と受注者は、各事業契約の遂行上、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さずに発生した増加費用及び損害につき、以下に規定するとおり費用及び損害を負担するものとする。

１．法令等の変更

	発注者負担割合	受注者負担割合
本事業対象業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更	100％	0%
本事業対象業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等以外の法令等の変更	0％	100％
本事業対象業務に類型的又は特別に影響を及ぼす税制の変更又は新設	100%	0%
本事業の内容如何にかかわらず、法人の利益に関する税制（外形標準課税に係るものを含む。）や一般的な税制の変更又は新設	0%	100%
消費税・地方消費税に関する税制の変更又は新設	100%	0%

「本事業対象業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等」とは、特に本事業対象業務その他に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、受注者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

２．不可抗力

（１）不可抗力の定義

「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者及び受注者のいずれにもその責を帰すことのできない事由（経験ある監督員及び受注者の責任者によっても予見し得ず、又は予見できてもその損害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例は、以下のとおりである。

ア．天災その他自然的な事象

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

イ．人為的な事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動等。

ウ．その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え等。

（２）不可抗力による損害及び増加費用の範囲

ア．不可抗力による損害及び増加費用の範囲は、以下のとおりとし、各事業契約に定める検査、立ち合いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。なお、受注者が蒙った逸失利益等間接的な損害は、含まないものとする。

① 事業期間の変更、延期及び短縮、工事の遅延又は中断、事業契約の解除に伴う増加費用（金利及び物価変動を含む。）

② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査、設計及び設計変更等に伴う追加費用

③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用

④ 損壊した工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用

⑤ 事業期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（違約金を含む。）

（３）不可抗力による追加費用及び損害の負担

ア．受注者から本事業期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害の負担の請求があったときは、各事業契約の契約金額の１％相当額に至るまでは、受注者がこれを負担し、１％を超える額については発注者が負担する。

イ．数次にわたる不可抗力により、追加費用及び損害額が集積した場合は、上記アに記載の１％の受注者の負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

ウ．受注者が、不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記アに基づき受注者が負担すべき金額を超過する額につき発注者が負担する金額から控除する。